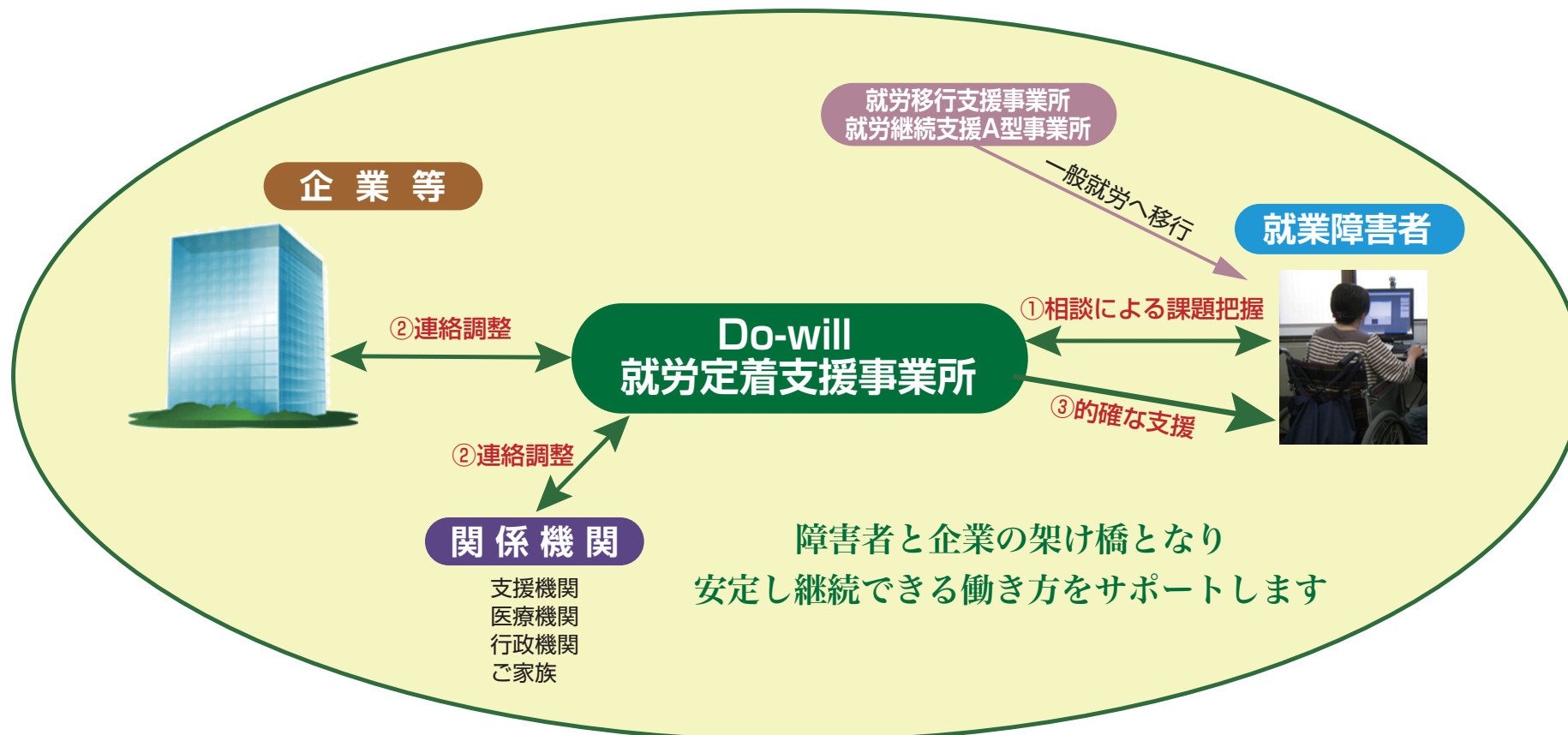


就労定着支援事業

多機能型事業所 Do-will では、平成30年度に新たに創設された障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスとして、『就労定着支援事業』を9月からスタートしております。

働く障害のある方が継続した就労を続けるために、面談などで様々な問題解決を支えると共に勤務先への訪問、医療機関や支援機関との連携を図って、働きやすい環境を整えます。



【ご利用対象者】

就労移行支援等の利用を経て一般就労した障害者

【サービスのご利用期間】

一般就労を6ヵ月経過した時点から3年未満

【ご利用料金】

1割が自己負担で、前年度の世帯所得により変動

事業所名：Do-will

住所：東京都世田谷区用賀3-11-15

C・Iビル2階

電話/FAX：03-6432-7898

E-Mail：teichaku@do-will.org